

従業者証明書【写し】提出遅延願

受講申込書提出時に、従業者証明書(写し)を貼付することが出来ない場合は、**1～3**の手順に従い、【提出遅延願】を完成させてください。

1 下記【注意事項】を確認・承諾した上で、作成してください。

- 1 提出遅延願は、原則として、**当社宅建登録講習の3期及び4期以外のお申込みでは使用できません。**
- 2 紛失等の理由では、提出遅延願を使用することができません。
- 3 別に**自身の定める期限までに**従業者証明書(写し)が提出されない場合は、**当該講習期では受講が出来ない**可能性があります。

2 下記必要事項を記入してください。

(※ 原則として、受講申込者以外の方が記入してください)

表面の受講申込者が当社(当事務所)に在籍し、宅地建物取引業に従事していることを証します。

宅建業 免許番号 国土交通大臣 () 第 号
 [] 知事

勤務先
所在地

商号(社名)

代表者名

[印]

3 下記【遅延願誓約欄】に必要事項を記入してください。

従業者証明書の写しを、受講申込締切日から1ヶ月以内の

平成 年 月 日 までに

株式会社 総合資格 登録講習係宛に提出します。

平成 年 月 日

申込者氏名(自署)